

さいたま市医療的ケア児保育支援センター一時預かり事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における子育て支援機能の充実を図るため、さいたま市医療的ケア児保育支援センター事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、本市において地域子育て支援拠点事業を実施する者が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）に対し、予算の範囲内においてさいたま市医療的ケア児保育支援センター一時預かり事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しさいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、実施要綱の規定により市長の委託を受けて医療的ケア児保育支援センター事業を実施する法人とする。

(一時預かり事業実施の届出)

第3条 補助対象事業者は、法第34条の12第1項及び第59条の4第1項の規定により、児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号。）第36条の33第1項各号に定める事項を一時預かり事業開始届出書（様式第1号）により市長に届出を行うものとする。

2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項を変更するときは、変更する日の1箇月前までに一時預かり事業変更届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止する日の1箇月前までに一時預かり事業廃止（休止）届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童は、市内に在住する満1歳から小学校就学の始期に達するまでの実施要綱第1条に規定する医療的ケア児で、第8条に規定する利用の事前相談の結果、補助対象事業者が事業の利用が可能と判断した者とする。

2 補助対象事業者は、前項の対象となる児童に加えて、同時に預かりを行う児童の定員に空きがあるときは、生後6箇月から満2歳までの者を事業の対象となる児童とすることができる。

3 補助対象事業者は、市と協議の上、前2項の対象となる児童を変更することができる。

4 病児及び病氣回復期の児童は、対象から除くものとする。

(一時預かり事業の実施)

第5条 事業においては、児童の保育を担当する保育士を常時2人以上配置することとする。

- 2 前項に定めるもののほか、児童福祉法施行規則第 56 条に定める設備及び人員に関する基準等に従って実施することとする。

(一時預かり事業の実施日及び実施時間)

第 6 条 補助対象事業者は、事業を週 5 日以上実施しなければならない。ただし、実施要綱第 8 条に規定する休業日を除く。

- 2 事業の実施時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- 3 補助対象事業者は、市と協議の上、事業の実施時間及び実施日数を変更することができる。

(定員)

第 7 条 事業で同時に預かりを行う児童の定員は、預かりを行う場所の面積を 5 m²で除して算出した人数（小数点以下は切捨て）までとする。

- 2 補助対象事業者は、市と協議の上、定員を変更することができる。

(利用の事前相談)

第 8 条 事業を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、あらかじめ補助対象事業者に対し利用に係る事前相談をしなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項に定める事前相談において利用希望者に対し事業の利用に係る確認を行い、事業の利用の可否について判断するものとする。

(利用の登録及び申込)

第 9 条 前条の規定により事業の利用が可能と判断された利用希望者は、事業の利用にあたりあらかじめ補助対象事業者に対し登録申請をしなければならない。

- 2 前項に定める登録申請を完了した利用希望者（以下「利用者」という。）は、補助対象事業者に事前に利用申込をしなければならない。
- 3 利用者は、前項に定める利用申込において、補助対象事業者に医療的ケアの提供に必要な書類を提出しなければならない。
- 4 利用者は、事業を週 3 回を超えて利用することはできないものとする。
- 5 補助対象事業者は、市と協議の上、前項の回数を変更することができる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 10 条 補助金の交付対象となる事業の経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

- 2 支払いにクレジットカードを使用し、ポイントが付与された場合又は支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は、補助対象経費として認めない。ただし、付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費とすることができるものとする。
- 3 年度途中で事業を開始し、休止し、又は廃止した場合は、第 1 項の補助金の額は月割りで計算するものとする。
- 4 前 3 項の規定により算定した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第 11 条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援交付金交付要綱第 5 条第 2 号から第 8 号までの条件が付されるものとする。ただし、第 2 号から第 5 号に「内閣総理大臣の承認」とあるのは「市長の承認」と、第 7 号に「内閣総理大臣」とあるのは「市長」と、第 5 号及び第 7 号に「国庫」とあるのは「さいたま市」と、第 4 号及び第 8 号に「交付金」とあるのは「補助金」と、第 7 号に「別紙様式 8」とあるのは「様式第 9 号」と、第 8 号に「別紙様式 1」とあるのは「様式第 10 号」と読み替えるものとする。
- (2) 埼玉県一時預かり事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 号から第 8 号の条件が付されるものとする。ただし、第 1 号から第 5 号及び第 7 号中「知事」とあるのは「市長」と、第 5 号及び第 7 号中「県」とあるのは「さいたま市」と、第 7 号中「別紙様式第 5 号」とあるのは「様式第 9 号」と、第 8 号中「別紙様式第 6 号」とあるのは「様式第 10 号」と読み替えるものとする。

(補助金の交付申請)

第 12 条 補助対象事業者は、一時預かり事業補助金交付申請書（様式第 4 号）に前年度の利用状況を勘案し、事業計画等を記入し、毎年度 4 月 10 日までに提出するものとする。ただし、新規及び年度中途に事業を開始する場合は、事業開始前月までに交付申請をすることができる。

- 2 前項ただし書の規定により交付申請する場合は、補助金交付申請書に、事業開始月及びその翌月の利用状況を見込み、事業計画等を記入するものとする。
- 3 補助金対象事業者は、この要綱の要件に適合する者である旨の必要な書類を整備しておくものとする。

(交付決定の通知)

第 13 条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、規則第 6 条の規定により交付の決定を行い、補助対象事業者に対し一時預かり事業補助金交付（変更）決定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第 14 条 この補助金は、補助対象事業者の資金状況を安定させることにより補助事業の着実な実施を図るため、規則第 17 条第 1 項ただし書の規定により、分割して事前に交付するものとし、原則として四半期ごとに概算払いにより交付するものとする。

(変更交付の申請)

第 15 条 補助対象事業者は、第 12 条に規定する申請事項に変更が生じたときは、一時預かり事業補助金変更交付申請書（様式第 6 号）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(変更交付の決定)

第 16 条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の変更交付を決定したときは、補助金の変更の申請を行った者に対し一時預かり事業補助金交付（変更）決定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

(状況報告)

第 17 条 補助対象事業者は、毎月 15 日までに、前月の事業の実施状況を市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第 18 条 補助対象事業者は、事業完了後又は当該会計年度終了後、速やかに一時預かり事業実績報告書（様式第 7 号）及びこれに必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(交付の確定)

第 19 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 8 号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 20 条 第 13 条又は第 16 条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、請求書を市長に提出するものとする。

2 市は、前項の規定により請求書の提出があったときは、請求者に補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還)

第 21 条 補助対象事業者は、第 19 条の規定による交付決定を受けた場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、速やかに当該超過額を返還しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 22 条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 13 条の規定による交付の決定及び第 16 条の規定による変更交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助対象事業者から、事業の休止又は廃止の申請があった場合
- (2) 法令、実施要綱及び本要綱に違反した場合
- (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、交付決定の取消等をした場合において、既に当該取消等に係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

別 表（第 10 条関係）

補助金の交付対象となる 経費	補助額	補助限度額
事業の運営に要する経費 (1) 人件費 (2) 事務費 (3) 事業費	経費の実支出額から利用料、寄附金その他収入額を控除した額と補助限度額とを比較して少ない額 (1,000 円未満切捨) ※事業の開始、休止又は廃止が年度の中途の場合は、月割り額とする。(1,000 円未満切捨て)	2,000,000 円